

2019年8月5日

各 位

株式会社八十二銀行

「公益信託中村ものづくり奨学基金」2020年度奨学生の募集について

八十二銀行（頭取 湯本 昭一）は、2005年2月に受託しました「公益信託中村ものづくり奨学基金」の2020年度の奨学金給付希望者を募集いたします。

以下に概要をお知らせいたします。

名 称	公益信託中村ものづくり奨学基金
設 立 目 的	大学、大学院または国立長野高専の工学部系に進学し、卒業後は製造業を志望する者で、援助を必要とする学生を対象として支援することにより、ものづくりの重要性の認識と雇用の創出を図り、もって国、地域の繁栄につなげることを目的としております
委 託 者	セイコーエプソン株式会社 名誉相談役 故 中村 恒也 氏
応 募 資 格	卒業後は製造業を志望する下記1～3のいずれかに該当する学生で、かつ下記ア～ウの全てに該当すると認められる者 1. 下記地域※内の高校を卒業し、全国の大学の工学系学部に進学する2020年4月現在における1年次の学生 2. 下記地域※内の中学校を卒業し、国立長野工業高等専門学校機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、電子情報工学科に進学した2020年4月現在における4年次の学生 （その者が国立長野高専を卒業し、全国の高専の専攻科に進学若しくは全国の大学の工学部系3年次に編入する場合は、それぞれ卒業するまでの最短期間2年についても奨学金の給付を行う） ※ 長野県松本市、塩尻市、岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、諏訪郡、上伊那郡の各地域 3. 信州大学大学院総合理工学研究科修士課程【長野（工学）キャンパス】に進学する2020年4月現在における1年次の学生 ア. 就学上奨学金の援助を必要とする者（家族の生計を支える者の前年度年収または本年度の見込額が原則として800万円以下） イ. 他の奨学金を受給していない（および受給する予定のない）者 ウ. 品行方正、健康で学業成績が優秀な者
採 用 人 数	・ 大学工学系学部進学者 6名程度 ・ 国立長野高専在学者（4年次生） 1名程度 ・ 信州大学大学院総合理工学研究科修士課程進学者 2名程度

奨 学 金 額	原則1人年間60万円とし、毎年6月と12月に30万円を給付いたします (卒業後、返還の必要はありません)									
給 付 期 間	<table border="0"> <tr> <td>正規の最短修学期間</td> <td>大学</td> <td>4年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等専門学校※</td> <td>2年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修士課程</td> <td>2年以内</td> </tr> </table> <p>※ 高専卒業者が、高専の専攻科に進学もしくは大学3年次に編入する場合は、それぞれ卒業するまでの最短期間2年についても給付を行います</p>	正規の最短修学期間	大学	4年以内		高等専門学校※	2年以内		修士課程	2年以内
正規の最短修学期間	大学	4年以内								
	高等専門学校※	2年以内								
	修士課程	2年以内								
提 出 書 類	所定の「奨学生願書」他、選考に必要な書類									
申請受付期間	2020年3月2日(月)～2020年4月13日(月)									
審 査	公益信託中村ものづくり奨学基金運営委員会の審査により、給付の可否ならびに金額を決定									
給 付 予 定	2020年6月以降									
報 告 書 提 出	奨学金を受けたときは、毎学年終了後速やかに「学業成績証明書」「在学証明書」等を提出していただきます									
募 集 窓 口	〒380-8682 長野市岡田178-8 八十二銀行法人部(信託担当) TEL 026-224-6113									

以 上

2020年度 公益信託中村ものづくり奨学基金募集要項

1. 委託者の公益信託設定趣旨（抜粋）

つねづね製造業の役割は、原理・原則を技術に変え、それを商品にして人々の役に立つ。同時にその行為が働く場を作り出していく。この二つのことが「製造業の果す不変の理念」であると思ってこれまで来ました。

以上により人類の生活を豊にし、世界経済の発展に貢献する。これが非常に大事な事だと思います。製造業が強い国、強かった国は必ず栄えております。これは歴史が証明していることでもあります。

私が、会社の成長・発展と共にここまで来れましたことは、地域でのご理解と協力が得られたからであり、後進者の支援と地域への恩返しの為に公益信託を設定することとしました。

2. 応募できる者

長野県松本市、塩尻市、岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、諏訪郡、上伊那郡内の高校を卒業し、全国の大学の工学部系に進学する2020年4月現在における1年次の学生で、**卒業後は製造業を志望する**次の各号に該当すると認められる者。

(1) 就学上奨学金の援助を必要とする者。

(家族の生計を支える者の前年度（総収入）年収又は本年度の見込が原則800万円以下とする。)

(2) 他の奨学金を受給していない（及び受給する予定のない）者。

(3) 品行方正、健康で学業成績が優秀な者。

3. 奨学金等

(1) 奨学金の額は、年額 600,000円とする。

(2) 奨学金の給付期間は、2020年4月から学部を卒業する最短期間（4ヶ年以内）とする（年度毎に継続の審査を行う）。

(3) 奨学金は、原則6月及び12月の一定日に各6ヵ月分を給付する。

(4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

4. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の必要はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があったときは、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

5. 本年度の採用人数

6名程度

6. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を、卒業する高校の担当部署を経て、2020年3月2日（月）から2020年4月13日（月）迄に当基金に提出する。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書
- (3) 高校時の「学業成績証明書」及び大学の「在学証明書」
- (4) 作文（パソコン等 A4サイズ横書き、1,500～2,000字程度）
テーマ「ものづくりに関して学びたいこと」
- (5) 家族の生計を支える者の源泉徴収票(写)又は所得証明書

7. 選考及び決定

当基金は、6.により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り、奨学生を2020年5月末日までに決定し、書面により本人に通知する。

8. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後速やかに、「学業成績証明書」及び「在学証明書」を、加えて卒業時には「卒業後の抱負を述べた作文」を当基金に提出しなければならない。

9. 異動届出

奨学生は次の事項に該当する場合は、直ちに受託者に届けなければならない。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき。
- (3) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

10. 奨学金の打ち切り

奨学生のうち、つぎの各号の一に該当する事項が生じたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため就学の見込みがなくなったとき。
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
(他の奨学金を受給することとなったとき及び就職したとき等)
- (5) 自主退学したとき。
- (6) 事業対象外の学部へ転学したとき。
- (7) 虚偽の申請をしたとき。
- (8) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

11. 関係書類の提出先及び照会先

<事務局> 〒380-8682 長野市岡田178-8
八十二銀行法人部
TEL 026-224-6113 担当：東城

2020年度 公益信託中村ものづくり奨学基金募集要項

1. 委託者の公益信託設定趣旨（抜粋）

つねづね製造業の役割は、原理・原則を技術に変え、それを商品にして人々の役に立つ。同時にその行為が働く場を作り出していく。この二つのことが「製造業の果す不変の理念」であると思ってこれまで来ました。

以上により人類の生活を豊にし、世界経済の発展に貢献する。これが非常に大事な事だと思います。製造業が強い国、強かった国は必ず栄えております。これは歴史が証明していることでもあります。

私が、会社の成長・発展と共にここまで来れましたことは、地域でのご理解と協力が得られたからであり、後進者の支援と地域への恩返しの為に公益信託を設定することとしました。

2. 応募できる者

長野県松本市、塩尻市、岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、諏訪郡、上伊那郡内の中学校を卒業し、国立長野工業高等専門学校機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、電子情報工学科に進学した2020年4月現在における4年次の学生で、**卒業後は製造業を志望する**下記各号に該当すると認められる者。

(1) 就学上奨学金の援助を必要とする者。

(家族の生計を支える者の前年度（総収入）年収又は本年度の見込が原則800万円以下とする。)

(2) 他の奨学金を受給していない（及び受給する予定のない）者。

(3) 品行方正、健康で学業成績が優秀な者。

3. 奨学金等

(1) 奨学金の額は、年額600,000円とする。

(2) 奨学金の給付期間は、2020年4月から高等専門学校を卒業する最短期間（2ヶ年以内。尚、その者が国立長野高専を卒業し、全国の高専の専攻科に進学若しくは全国の大学の工学部系3年次に編入する場合は、それぞれ卒業するまでの最短期間2年についても奨学金の給付を行う）とする（年度毎に継続の審査を行う）。

(3) 奨学金は、原則6月及び12月の一定日に各6ヵ月分を給付する。

(4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

4. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の必要はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があったときは、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

5. 本年度の採用人数

1名程度

6. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を、在学する高等専門学校の担当部署を経て、2020年3月2日（月）から2020年4月13日（月）迄に当基金に提出する。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書
- (3) 高専3年次の「学業成績証明書」及び高専4年次の「在学証明書」
- (4) 作文（パソコン等 A4サイズ横書き、1,500～2,000字程度）
テーマ「ものづくりに関して学びたいこと」
- (5) 家族の生計を支える者の源泉徴収票(写)又は所得証明書

7. 選考及び決定

当基金は、6.により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り、奨学生を2020年5月末日までに決定し、書面により本人に通知する。

8. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後速やかに、「学業成績証明書」及び「在学証明書」を、加えて卒業時には「卒業後の抱負を述べた作文」を当基金に提出しなければならない。

9. 異動届出

奨学生は次の事項に該当する場合は、直ちに受託者に届けなければならない。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき。
- (3) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

10. 奨学金の打ち切り

奨学生のうち、つぎの各号の一に該当する事項が生じたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため就学の見込みがなくなったとき。
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
(他の奨学金を受給することとなったとき及び就職したとき等)
- (5) 自主退学したとき。
- (6) 事業対象外の学部へ転学したとき。
- (7) 虚偽の申請をしたとき。
- (8) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

11. 関係書類の提出先及び照会先

<事務局> 〒380-8682 長野市岡田178-8
八十二銀行法人部
TEL 026-224-6113 担当：東城

2020年度 公益信託中村ものづくり奨学基金募集要項

1. 委託者の公益信託設定趣旨（抜粋）

つねづね製造業の役割は、原理・原則を技術に変え、それを商品にして人々の役に立つ。同時にその行為が働く場を作り出していく。この二つのことが「製造業の果す不変の理念」であると思ってこれまで来ました。

以上により人類の生活を豊にし、世界経済の発展に貢献する。これが非常に大事な事だと思えます。製造業が強い国、強かった国は必ず栄えております。これは歴史が証明していることでもあります。

私が、会社の成長・発展と共にここまで来れましたことは、地域でのご理解と協力が得られたからであり、後進者の支援と地域への恩返しの為に公益信託を設定することとしました。

2. 応募できる者

信州大学大学院総合理工学研究科修士課程【長野（工学）キャンパス】に進学する2020年4月現在における1年次の学生で、**卒業後は製造業を志望する**次の各号に該当すると認められる者。

(1) 就学上奨学金の援助を必要とする者。

(家族の生計を支える者の前年度（総収入）年収又は本年度の見込が原則800万円以下とする。)

(2) 他の奨学金を受給していない（及び受給する予定のない）者。

(3) 品行方正、健康で学業成績が優秀な者。

3. 奨学金等

(1) 奨学金の額は、年額600,000円とする。

(2) 奨学金の給付期間は、2020年4月から修士課程を卒業する最短期間（2ヶ年以内）とする(年度毎に継続の審査を行う)。

(3) 奨学金は、原則6月及び12月の一定日に各6ヵ月分を給付する。

(4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

4. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の必要はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があったときは、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

5. 本年度の採用人数

2名程度

6. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を、在学する信州大学工学部学務係を経て、2020年3月2日（月）から2020年4月13日（月）迄に当基金に提出する。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書
- (3) 大学時の「学業成績証明書」及び修士課程の「在学証明書」
- (4) 作文（パソコン等 A4サイズ横書き、1,500～2,000字程度）
テーマ「ものづくりに関して学びたいこと」
- (5) 家族の生計を支える者の源泉徴収票(写)又は所得証明書

7. 選考及び決定

当基金は、6.により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り、奨学生を2020年5月末日までに決定し、書面により本人に通知する。

8. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後速やかに、「学業成績証明書」及び「在学証明書」を、加えて卒業時には「修士論文」及び「卒業後の抱負を述べた作文」を当基金に提出しなければならない。

9. 異動届出

奨学生は次の事項に該当する場合は、直ちに受託者に届けなければならない。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき。
- (3) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

10. 奨学金の打ち切り

奨学生のうち、つぎの各号の一に該当する事項が生じたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため就学の見込みがなくなったとき。
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
(他の奨学金を受給することとなったとき及び就職したとき等)
- (5) 自主退学したとき。
- (6) 事業対象外の大学院に転学したとき。
- (7) 虚偽の申請をしたとき。
- (8) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

11. 関係書類の提出先及び照会先

<事務局> 〒380-8682 長野市岡田178-8
八十二銀行法人部
TEL 026-224-6113 担当：東城

公益信託中村ものづくり奨学基金奨学生願書

「裏面も記入願います」

記入上の注意

1. 楷書で記入すること。
2. 数字はアラビア数字を用いること。
3. 固有名詞は、すべて正式な名称とし、省略しないこと。

写 真
タテ 4. 0 cm
ヨコ 3. 5 cm
胸から上

(フリガナ)

1. 氏名 _____ (男 ・ 女)

2. 生年月日 _____ (年齢 歳)

3. 保護者連絡先

保護者氏名	続柄	住所	電話番号

4. 卒業高校

高等学校名	所在地	卒業年

5. 進学する大学名・学部・学科 _____ 入学年月 _____ 年 _____ 月入学

_____ 大学 _____ 学部 _____ 学科

6. 大学在学時の住所 〒 _____ TEL(携帯可) _____

*学校の電話番号・住所を記載しないこと

7. 他の奨学金受給予定

有 無

※ 当基金の採用が決まったとき、併願している他の奨学金を辞退すること

8. 奨学金を希望する理由

以上のとおり記載事項に相違ありません。

この応募書類および添付した資料に記載されている事項は、奨学金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、学校等の情報が主務官庁へ提供されることについて同意の上、上記の通り奨学生に応募します。

公益信託中村ものづくり奨学基金 御中

年 月 日

申請者氏名

印

受託者は、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号）に基づき、申請者の個人情報を公益信託業務を遂行するために必要な範囲内に限定して利用致します。

公益信託中村ものづくり奨学基金奨学生願書

[裏面も記入願います]

記入上の注意

1. 楷書で記入すること。
2. 数字はアラビア数字を用いること。
3. 固有名詞は、すべて正式な名称とし、省略しないこと。

写 真
タテ 4. 0 cm
ヨコ 3. 5 cm
胸から上

(フリガナ)

1. 氏名 _____ (男 ・ 女)

2. 生年月日 _____ (年齢 歳)

3. 保護者連絡先

保護者氏名	続柄	住所	電話番号

4. 卒業中学校

中学校名	所在地	卒業年

5. 進学した高専名・学科 _____ 年4月現在 _____ 年次生

国立長野工業高等専門学校 _____ 学科

6. 高専在学時の住所 〒 _____ TEL(携帯可) _____

*学校の電話番号・住所を記載しないこと

7. 他の奨学金受給予定

有 無

※ 当基金の採用が決まったとき、併願している他の奨学金を辞退すること

8. 奨学金を希望する理由

以上のとおり記載事項に相違ありません。

この応募書類および添付した資料に記載されている事項は、奨学金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、学校等の情報が主務官庁へ提供されることについて同意の上、上記の通り奨学生に応募します。

公益信託中村ものづくり奨学基金 御中

年 月 日

申請者氏名

印

受託者は、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号）に基づき、申請者の個人情報を公益信託業務を遂行するために必要な範囲内に限定して利用致します。

公益信託中村ものづくり奨学基金奨学生願書

[裏面も記入願います]

記入上の注意

1. 楷書で記入すること。
2. 数字はアラビア数字を用いること。
3. 固有名詞は、すべて正式な名称とし、省略しないこと。

写 真
タテ 4. 0 cm
ヨコ 3. 5 cm
胸から上

(フリガナ)

1. 氏名 _____ (男 ・ 女)

2. 生年月日 _____ (年齢 歳)

3. 卒業大学

大学校名	所在地	卒業年

4. 信州大学大学院総合理工学研究科修士課程の専攻

入学年月 _____ 年 月 入学

専攻 _____

5. 修士課程在学時の住所

〒 _____ TEL(携帯可) _____

*学校の電話番号・住所を記載しないこと

6. 他の奨学金受給予定

有 無

※ 当基金の採用が決まったとき、併願している他の奨学金を辞退すること

7. 奨学金を希望する理由

以上のとおり記載事項に相違ありません。

この応募書類および添付した資料に記載されている事項は、奨学金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、学校等の情報が主務官庁へ提供されることについて同意の上、上記の通り奨学生に応募します。

公益信託中村ものづくり奨学基金 御中

年 月 日

申請者氏名

印

受託者は、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号）に基づき、申請者の個人情報を公益信託業務を遂行するために必要な範囲内に限定して利用致します。

公益信託中村ものづくり奨学基金 奨学生推薦調書

年 月 日

1. 奨学生氏名	フリガナ (男・女)				
2. 生年月日	年	月	日	申請時年齢	歳
3. 卒業学校の名称 卒業年月	名 称			卒業年月	
				年 月卒業	
4. 学校学部名 入学年月	学 校 名	学 部	学 科	入 学 年 月	
				年 月入学	
5. 推 薦 理 由					
	申請者の校内推薦順位		第 位		
	申請者の他の奨学金の受給予定		あり ・ なし		
	申請者の出欠状況 (大学院生は記入不要)		学 年	1年	2年
登校すべき日数					
		欠 席 日 数			
6. 推 薦 者	学 校 名				
	推 薦 者 役 職				
	推 薦 者 氏 名				印